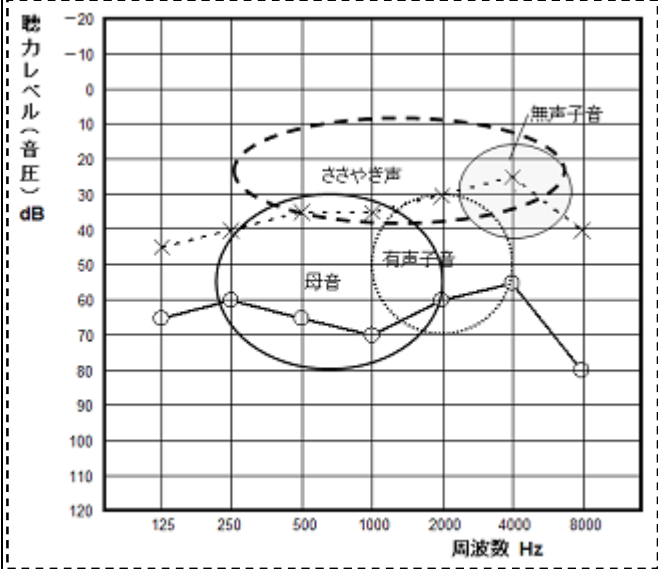


厚生労働省カリキュラム準拠 要約筆記者養成テキスト
正誤表

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
(特非) 全国要約筆記問題研究会

下記の通り、誤記がありましたのでお詫びして訂正いたします。

【上巻】

	正誤箇所	誤	正
P. 5		<p>オーディオグラムは 5 dB単位の表示だが、点の位置がずれています。</p> <p>※下記の図を切り取ってお使いください。</p> 	
P. 9	【1】 1. (1)	ポケット形補聴器 (箱形補聴器)	ポケット型補聴器 (箱型補聴器)
P. 9	【1】 1. (2)	耳かけ形補聴器	耳かけ型補聴器
P. 9	【1】 1. (3)	耳あな形補聴器	耳あな型補聴器
<p>※補聴器の「型」の表記については、さまざまな表記がありましたが、現在は補聴器工業会や補聴器販売店協会などでも「型」に統一されています。厚労省から「薬事法上の定義を改定する通知」等が出され、その中で「型」が使用されているため、法律に合わせる形で統一が図られているものです。</p>			

P20	【2】 4行目～	社会福祉法では「手話通訳等」と記載されていますが、厚生労働省令の施行規則には「手話通訳等」とは「要約筆記等とする」とあります。	社会福祉法では「手話通訳事業」との記載ですが、身体障害者福祉法、厚生労働省令とたどると、ここに要約筆記が含まれています。
P. 30	【3】 送りがない 5行目	「軽べつ（蔑）」	「混とん（沌）」 ※「軽べつ」で、混ぜ書きの説明がされているが、2011年、「蔑」は常用漢字になっているため。
P. 30	【3】 7行目	べつ	とん
P. 31	下から4行目	少なめ	少なめ ※「め」が接尾語のため
P. 52	【1】 6行目	狭雑物	夾雑物
P. 71	【3】 1行目	<u>デフレ</u> による	<u>インフレ</u> による
P. 72	欄外朝日訴訟 4行目	<u>1952年</u>	<u>1957年</u>
P. 90	【2】 自立支援給付と地域生活支援事業の枠組み4行目～	一方、「訓練等給付」はまさに「障害に固有のサービス」で、市町村の判断により、原則として希望者全員に提供されます。 <u>この2種類を合わせて「自立支援給付」と呼び、</u>	一方、「訓練等給付」は「障害に固有のサービス」で、市町村の判断により、原則、希望者全員に提供されます。 <u>「自立支援医療」「補装具」を含めて「自立支援給付」と呼ばれ、</u>
P. 91	【1】 3行目～	第77条第2項には、	第77条第1項第2号
P. 94	欄外	1966年国際人権規約(A <u>自由権</u>)	1966年国際人権規約(A <u>社会権</u>)
P. 94	欄外	1966年国際人権規約(B <u>社会権</u>)	1966年国際人権規約(B <u>自由権</u>)
P. 95	【2】 下から4行目	「教育」第21条	「教育」第24条
P. 96	関連団体 9つ目	<u>社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（略称：全難聴）	<u>一般社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（略称：全難聴）

P. 96	関連団体上から3 つ目	財団法人全日本ろう あ連盟	一般財団法人全日本ろう あ連盟
P. 97	関連組織	国立身体障害者リハ ビリテーションセン ター	国立障害者リハビリテー ションセンター
P. 99		1977年 要約筆記研究叢書	1978年要約筆記研究叢書1 巻 1979年要約筆記研究叢書2 巻 1980年要約筆記研究叢書3 巻
P. 99		1978年聴覚障害関連 「 <u>た</u> ちあがる難聴者」	1978年聴覚障害関連 「 <u>立</u> ちあがる難聴者」
P. 104	奥付	社団法人 全日本難 聴者・中途失聴者団体連 合会（全難聴）	一般社団法人 全日本難 聴者・中途失聴者団体連合会 （全難聴）

【下巻】

	正誤箇所	誤	正
P. 16	I 文章要約における 要約6行目	前 <u>章</u>	前 <u>講</u>
P. 104	奥付	社団法人 全日本難 聴者・中途失聴者団体 連合会（全難聴）	一般社団法人 全日本 難聴者・中途失聴者団 体連合会（全難聴）